

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 丸山 幸雄 様 〒101-0061 日本国 東京都千代田区神田三崎町 2 - 6 - 7 田中衡機ビル 3階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 10px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
発送日 (日.月.年) 17.03.2020		
出願人又は代理人の書類記号 89-02PCT	今後の手続については、 下記 2 を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/049317	国際出願日 (日.月.年) 17.12.2019	優先日 (日.月.年) 19.12.2018
国際特許分類 (I P C) H01G 9/02(2006.01)i FI: H01G9/02		
出願人 (氏名又は名称) ニッポン高度紙工業株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の欠陥
- 第 VIII 欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	見解書を作成した日 09.03.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 上谷 奈那 5D 6298 電話番号 03-3581-1101 内線 3551
---	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-4	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 2005-294596 A (日本ケミコン株式会社) 20.10.2005(2005-10-20)
段落 [0010] - [0024] (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 48-93936 A (東京芝浦電気株式会社) 04.12.1973(1973-12-04)
第2頁左上欄第14行 - 右上欄第11行 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 46-2291 B1 (松下電器産業株式会社) 20.01.1971(1971-01-20)
第1欄第17行 - 第2欄第15行 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 62-252065 A (日本板硝子株式会社) 02.11.1987(1987-11-02)
第2頁左上欄第15-19行 (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2007-335294 A (日産自動車株式会社) 27.12.2007(2007-12-27)
段落 [0006] (ファミリーなし)
- 文献6 : JP 2001-189241 A (日本ケミコン株式会社) 10.07.2001(2001-07-10)
段落 [0010] - [0031] (ファミリーなし)

請求項1、3-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-5より進歩性を有しない。

文献1には、陽極と陰極の間に介在させるアルミニウム電解コンデンサ用セパレータであって、密度が0.15~0.65 g/cm³のセルローズ紙にポリビニルアルコールが5 g/m²付着したアルミニウム電解コンデンサ用セパレータ及び該セパレータを用いたアルミニウム電解コンデンサ(段落[0010]-[0024]等参照)が記載されている。

例えば、文献2の第2頁左上欄第14行-右上欄第11行及び文献3の第1欄第17行-第2欄第15行に記載されているように、セパレータに用いるポリビニルアルコールを架橋することで電解液への不溶性を得ることは周知技術であり、また例えば文献4の第2頁左上欄第15-19行及び文献5の段落[0006]に記載されているように、セパレータの有機バインダ等の構成物質が電解液に溶け出すことで性能等が劣化することは周知技術であるところ、文献1に記載の発明に、文献2-5に記載の周知技術を適用し、ポリビニルアルコールが電解液に溶け出すことで性能等が劣化することを防ぐために、ポリビニルアルコールを架橋の程度を本願発明と同程度に高め、高い不溶性を得ることは当業者が適宜なし得たことである。

請求項1-2、4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献6、2-5より進歩性を有しない。

文献6には、陽極と陰極の間に介在させるアルミニウム電解コンデンサ用セパレータであって、密度が0.6~0.9 g/cm³のセルローズ紙にポリビニルアルコールを5 g/m²塗工したアルミニウム電解コンデンサ用セパレータ及び該セパレータを用いたアルミニウム電解コンデンサ(段落[0010]-[0031]等参照)が記載されている。

例えば、文献2の第2頁左上欄第14行-右上欄第11行及び文献3の第1欄第17行-第2欄第15行に記載されているように、セパレータに用いるポリビニルアルコールを架橋することで電解液への不溶性を得ることは周知技術であり、また例えば文献4の第2頁左上欄第15-19行及び文献5の段落[0006]に記載されているように、セパレータの有機バインダ等の構成物質が電解液に溶け出すことで性能等が劣化することは周知技術であるところ、文献6に記載の発明に、文献2-5に記載の周知技術を適用し、ポリビニルアルコールが電解液に溶け出すことで性能等が

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

劣化することを防ぐために、ポリビニルアルコールを架橋の程度を本願発明と同程度に高め、高い不溶性を得ることは当業者が適宜なし得たことである。